

盛岡 広域振興局長

提出者 〒020-0044 岩手県盛岡市城西町13番1号

住所 株式会社 マルイチ

氏名 代表取締役 小笠原 弘治

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

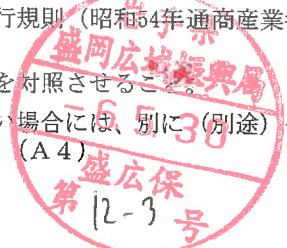
主たる工場又は事業場の名称	スーパーマーケットマルイチみたけ店	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	盛岡市みたけ2-12-22	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	4,346 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
みたけ店	〒020-0122 盛岡市みたけ2-12-22	319 kl
水沢店	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河蟹沢31	289 kl
中ノ橋通店	〒020-0871 盛岡市中ノ橋通2-7-38	273 kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2023)年度						E-B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量						
	数値 A	単位 B	熱量(GJ) C	数値 D	単位 E	熱量(GJ) F				
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
揮発油(ガソリン)		kL			kL					
ナフサ		kL			kL					
ジェット燃料		kL			kL					
灯油	93.60	48.7	3,416		kL		3,416	234	253	-19
軽油		kL			kL					
A重油		kL			kL					
B・C重油		kL			kL					
石油アスファルト		t			t					
石油コークス		t			t					
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	48.70	t	2,440	t		2,440	146	155	-10
可燃性天然ガス	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³					
	液化天然ガス(LNG)		t		t					
	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³					
石炭	原料炭		t		t					
	輸入原料炭		t		t					
	コークス用原料炭		t		t					
	吹込用原料炭		t		t					
	一般炭		t		t					
輸入一般炭		t		t						
輸入無煙炭		t		t						
石炭コークス		t		t						
コールタール		t		t						
コークス炉ガス		千m ³		千m ³						
高炉ガス		千m ³		千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³						
転炉ガス		千m ³		千m ³						
その他の燃料	都市ガス		千m ³		千m ³					
	()									
非化石燃料	馬液		t		t					
	木材		t		t					
	木質廃材		t		t					
	バイオエタノール		kL		kL					
	バイオディーゼル		kL		kL					
	バイオガス		千m ³		千m ³					
	その他バイオマス		t		t					
	RDF		t		GJ/t					
	RPF		t		GJ/t					
	廃タイヤ		t		GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t					
	廃油		kL		GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³					
	混合廃材		t		t					
水素		t		t						
アンモニア		t		t						
その他燃料()										
小計①						5,856	380	408	-28	
熱	産業用蒸気		GJ		GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ					
	温水		GJ		GJ					
	冷水		GJ		GJ					
	地熱		GJ		GJ					
	温泉熱		GJ		GJ					
	太陽熱		GJ		GJ					
雷水熱		GJ		GJ						
小計②										
電気	電気事業者①	18,777.50	千kWh	162,238	千kWh		162,238	8,957	9,102	-145
	電気事業者② ※専断契約している場合使用		千kWh		千kWh					
	自己発電(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh					
	自家発電	太陽光	102.27	千kWh	368	千kWh		368		
	水力		千kWh		千kWh					
	風力		千kWh		千kWh					
その他		千kWh		千kWh						
小計③						162,606	8,957	9,102	-145	
合計 ①+②+③						168,462	9,337	9,510	-173	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	4,346	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 9,337 t-CO ₂ 上記以外の二酸化炭素 t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂
合計	9,337 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和7年3月末までに令和4年3月末比でCO2排出量を3%削減するとの目標を掲げて取組みを行っており、今年度は前年比1.8%の減少(9,337t-CO2)の実績となった。R7/3月末目標(9,271t-co2)に比較してあと0.7%削減する必要がある。要因は原油換算エネルギー使用量が4,346kiと前年比▲792ki(▲15.4%)と大きく減少、電気料金高騰による危機感から全店舗に電気使用量監視デマンドの導入など削減に取組んだ結果である。また新たに2店舗で太陽光発電設備を設置した事もCO2排出量の削減に寄与することが出来た。

【具体的な取組状況】

改正省エネ法の施行に合わせ、エネルギー管理統括者を委員長とする「省エネ推進委員会」を設置し同委員会では各店の店長を主任委員とし月1回程度委員会を開催している。

当社の二酸化炭素の排出量は電気が96%を占めており、電気使用量の削減が重要課題である。

近年、電気料金の高騰が経営を圧迫、電気使用量削減が喫緊の課題として取り上げられており、削減策として全店舗にデマンド監視装置を設置し電力ピーク抑制、老朽化した冷凍機器類の更新や定期点検の厳格化、店内空調設定温度の管理、冷蔵ケースの適正温度管理(冷やし過ぎ防止)、開店前の店内照明灯箇所の削減、ショーケースの商品の最適温度別の区分化(温度帯の違う商品を混在防止)、インバータ冷凍機の導入、省エネショーケースの導入、照明ランプのLED照明への切替、多段ショーケースにナイトカバーの設置等を実施した。

今年度も1店舗に太陽光発電設備を設置し、CO2削減に向け使用電力の更なる効率化を推進してゆく。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

平成28年2月盛岡市・市民団体と「容器包装廃棄物削減への取組みに関する協定書」を締結し容器包装削減を実施しており令和6年3月に一部見直しを締結、紙ごみ・プラスチック製容器・ガラス瓶・空き缶等の徹底した分別回収による資源化に努めている。

来期も3Rを意識し積極的に推進する。